

労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために  
最低賃金額の引上げと中小企業支援策の強化を求める会長声明

福岡地方最低賃金審議会は、今後（例年どおりであれば8月頃）、福岡労働局長に対し、2020年度福岡県最低賃金の改正の答申を行う見込みである。昨年、同審議会は前年度比27円増額の時間額841円とする答申を行い、当該答申どおりの改正が行われた。しかし、時給841円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収14万6500円前後、年収176万円程度にとどまり、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる水準となっている。この水準では、労働者の生活を安定させつつ労働力の質的向上を図ることは實際上困難であり、最低賃金の大幅な引き上げは不可欠である。

新型コロナウイルスに関する政府の緊急事態宣言ないし公的な自粛要請の影響により、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響も無視できないことは論を俟たない。

ただ、今般の新型コロナウイルス問題は、全雇用者数の約4割を占める非正規雇用労働者を中心に労働者の生活を直撃している。非正規雇用労働者の中には最低賃金付近で働く者も少なくなく、もともと日々の生活に追われ、十分な貯蓄をすることは困難な状況であった。このような実態をも踏まえ、労働者の労働に報い、その生活を支えるために、最低賃金の引上げは喫緊の課題である。新型コロナウイルス問題による上記企業経営上の影響を考慮した場合においても、労働者の生活を守るという観点からは最低賃金額の引上げを後退させてはならないと言わざるを得ない。そして、その結果、今後の経済が活性化することにつながるはずである。

新型コロナウイルス問題に関しては、現在、国ないし地方自治体において、様々な中小企業支援策が拡充されているところであるが、最低賃金の引き上げに関して、国及び地方自治体は、長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきであり、例えば、最低賃金の引上げに伴う社会保険料の減免や減税、補助金支給等の具体的な中小企業支援策の検討を進めるべきである。また、中小企業の生産性を向上させるための施策を有機的に組み合わせることや、これまで以上に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法を積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるよう務めることも重要である。

さらに、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない重大な問題である。2019年の最低賃金は都道府県間で23円もの開きがあった。最低賃金の高低と人口の流入出には強い相関関係があり、

最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化につながり、日本全体の基盤強化にもなる。そのため、最低賃金の引き上げに際しては、中小企業支援策と併せて、地域間格差の解消も考慮されなければならない。

以上より、当会は、福岡地方最低賃金審議会に対し、今年度の答申に当たっては、労働者の健康で文化的な生活を確保し、かつ、地域経済の健全な発展を促すためにも、最低賃金を大きく引き上げる答申を行うことを求めるとともに、国及び福岡県に対し、最低賃金引上げ実現の観点からさらなる中小企業支援策を実現ないし実施するよう求めるものである。

2020年（令和2年）7月27日  
福岡県弁護士会 会長 多川 一成